

選挙日当日、どうしても選挙に行けない方は、「期日前投票」を活用し、必ず選挙に参加しましょう！

期日前投票とは・・・

投票期間：2016年7月15日（金）～7月30日（土）

投票時間：午前8時30分から午後8時

仕事、旅行などの理由で、投票日に投票所に行けないと見込まれる方には、期日前投票の制度があります。

期日前投票制度は、投票日前であっても、宣誓書に記入する他は、投票日と同じ方法で投票を行うことができます。



<記入例>

ふりがな	きたく はなこ		生年月日	明治・大正 昭和・平成	55年 5月 5日
氏名	北区 花子				
住所 (名簿登録地)	北区 滝野川2-52-10				
宣誓書 (兼請求書)	私は、平成28年7月31日執行の東京都知事選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。		期日前投票する日を記入してください	平成28年 7月20日	
	該当する事由（ア～エ）のいずれかに○をつけてください。				
	ア. 仕事・学業・冠婚葬祭等（1号事由）				
	イ. 旅行・外出・その他の用事（2号事由）				
	ウ. 病気・ケガ・出産等（3号事由）				
	エ. 北区外の下記の住所に居住（5号事由）				
	〒 - ()				
	連絡先電話番号（期日前投票の場合は記入不要）				
			事務処理欄	受付時間	何もしないでください
				名簿対照 用紙交付	